

7 健健第92号  
令和8年1月29日

丸亀市保健医療推進委員会  
会 長 次田 一代 様

丸亀市長 松永 恭二



### 諮 問 書

本市では、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条の規定に基づき、健康増進法の基本方針、香川県健康増進計画及び第2次丸亀市総合計画を勘案し、丸亀市民の健康の増進に関する施策についての計画である第2次丸亀市健康増進計画「健やか まるがめ21」を策定しています。これに併せて第2次丸亀市食育推進計画並びに丸亀市自殺対策基本計画も策定し、一体的に推進しています。

これら計画の期間が令和8年度をもって終了しますことから、丸亀市民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上、生活習慣病の予防、地域・世代間の健康格差の縮小等を総合的かつ計画的に推進するため、次期「丸亀市健康増進計画」を策定する必要があります。

次期丸亀市健康増進計画の計画期間は令和9年度から令和18年度までの10年間とし、計画の中間期間にあたる令和13年度には、取り組み状況の検証・評価に基づき、必要に応じて計画見直しすることを想定しています。

次期計画策定にあたり、国の健康日本21（第3次）に新たな視点として取り入れられた「女性の健康」「自然に健康になれる環境づくり」などの視点を加味し、個人の健康情報の見える化などの具体的方策も考慮に入れ、アンケート調査や関係団体へのヒアリング結果等を踏まえて検討してまいります。

つきましては、第3次丸亀市健康増進計画の策定に関して、貴委員会のご意見を賜りたく、諮問いたします。